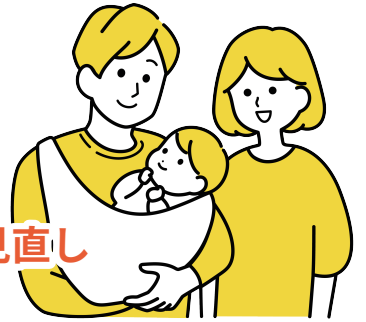




労務トピックス

Labor Topics



1 育児・介護休業法 制度を作って終わりにしない運用見直し

育児・介護休業法は、2025年4月1日と10月1日に段階的に施行され、2026年は「制度を整えた後、現場で使える状態になっているか」を見直す時期といえます。厚生労働省では、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現、育児休業の取得状況の公表義務の拡大、介護離職防止のための両立支援制度の強化などを案内しています。小規模事業者では、制度自体は就業規則に入っているにもかかわらず、対象者への案内方法や相談窓口、管理職の理解が十分でないケースも少なくありません。特に、介護は突然始まることも多く、「相談しづらい」「誰に話せばよいか分からない」が離職につながることもあります。育児・介護の両立支援は、大企業だけのテーマではありません。人手が限られる小規模事業者ほど、制度を使いやすくして離職を防ぐことが重要です。この機会に、社内周知の方法や相談体制をあらためて見直してみてもいいかもしれません。

2 新サービス「労務の相談顧問」月／3,000円（税別）を始めました！

【相談特化型プラン】

「わざわざ高い顧問料を払うほどではないけれどネットの情報だけでは不安・・・」
「従業員のちょっとした一言への対応、これで合ってる？」
そんな経営者様の声にお応えしました！

月額 3,000 円（税別）でメール、お電話にていつでもお気軽にご相談いただけます。

大きなトラブルに発展する前の「初期消火」が、会社を守る一番の秘訣です。身近なパートナーとして、つなかわ事務所をぜひご活用ください。

このサービスは社労士顧問契約（給与顧問は除く）のプランに含まれています。ご不明な点がございましたら、何なりとお尋ねください！



つなかわ **税理士 社労士 事務所**

〒359-0023

埼玉県所沢市東所沢和田 2-23-5-202

TEL:04-2941-2039/FAX:04-2941-2040



お客様をつなぎます



弊社 HP でつながります。お客様同士が自由に閲覧して必要な方に必要な情報をお届けできるページです。ぜひご活用ください！

お客様をつなぐ場

HP のココを
CHECK!!